

水質使用料調査実施要領（案）

制 定 令和 年 月 日

（目的）

第1条 この要領は、大阪市下水道条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、水質に応じた金額（以下「水質使用料」という。）を徴収する事務に関し、水質の調査及びその他必要な事項を定め、当該事務の円滑な執行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 対象水質項目 生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量又は浮遊物質量をいう。
- (2) 適用対象者 条例第11条第2項に基づく水質使用料の徴収の対象となる者（対象水質項目について、条例第11条第2項に掲げる基準のいずれかを超える水質の汚水を排除し、かつ汚水の排出量が1月につき1,250立方メートル以上の者）をいう。
- (3) 予備調査 1月につき1,250立方メートル以上の量の汚水を公共下水道へ排除する者について、汚水の排出量及び水質の実態を把握するため実施する調査をいう。
- (4) 調査対象者 予備調査の結果または過去の水質調査の結果、適用対象者となる可能性のある者をいう。

（水質の予備調査）

第3条 予備調査の対象者は前条第3号に定める者のうち、条例第11条第2項に掲げる基準のいずれかを超えるおそれのある者に対して実施することとし、調査方法は第5条から第9条までに定めるところによる。

（水質の調査）

第4条 市長は、調査対象者に対し、大阪市下水道条例施行規則（以下「規則」という。）第12条の2第1項に基づく水質調査を行うものとし、調査方法は第5条から第9条までに定める方法による。

（採水の期間等）

第5条 市長が実施する水質調査及び予備調査に係る採水の期間は、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動が通常の状態であることを確認した上で、2日以上とし、採水の時間は工場等における作業の開始時から終了時までとする。

(採水場所)

第6条 市長が実施する水質調査及び予備調査に係る採水は、採水が困難な場合を除き工場等にあるすべての排水口において行うものとし（ただし、雨水を除く）、排水口における採水場所は、工場等の敷地内であって公共下水道へ放流される水を採水できる箇所とする。

(採水の方法)

第7条 採水の方法は、原則として、自動採水器によることとし、1日の平均的な水質を得られるように採水するものとする。ただし、市長が自動採水器により採水ができないと認める場合には、本市職員の手作業によることとする。

(汚水排出量の確認)

第8条 汚水の排出量の確認は、必要に応じて水道メーターの検針又はその他適切な方法により行うものとする。

(水質の分析)

第9条 試料の水質の分析は、本市建設局水質試験所において行うものとする。

(水質の決定)

第10条 試料の水質分析結果に基づく各対象水質項目の各排水口別分析値に、1日分の各排水口別汚水排出量をそれぞれ乗じて、1日分の各排水口別汚濁負荷量を算定し、それぞれ水質項目別に合算して1日分の全汚濁負荷量を算定し、当該汚濁負荷量を1日分の全汚水排出量で除して得た各値について、各対象水質項目の日間平均値とする。

2 前項により算定した各対象水質項目の各採水日日間平均値を合算し、採水日数で除して各対象水質項目の平均値を求め、1ミリグラム未満の端数を切り捨てた値をもって、水質調査の結果とする。

(水質の再調査)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合再調査を行うことができる。調査の方法等は第5条から第9条までの規定を準用する。

- (1) 調査対象者から水質の再調査の願い出があり、再調査を行う必要があると市長が判断した場合
- (2) その他、再調査を行うことが適切であると市長が判断した場合

(水質の認定結果の通知)

第 12 条 市長は水質調査の結果により、規則第 12 条の 2 に基づき認定した水質を、水質認定結果通知書(第 1 号様式)により調査対象者に通知する。

(水質の再認定)

第 13 条 市長は条例第 12 条の規定による水質の認定後、次の各号の要件に該当する場合に、水質の調査を行ったうえで水質の再認定を行うことができる。

- (1) 水質の認定後、施設の増設、生産設備及び生産工程の変更若しくは排出量の大幅な増減又はその他特別な原因により、水質に著しく変化が生じたと認められる場合。
 - (2) 市長が再認定を行うことが適切であると判断した場合。
- 2 適用対象者は、水質の再認定を市長に申請できる。この場合、市長は前項の各号の要件に該当すると認められるとき、水質の調査を行ったうえで水質の再認定を行うことができるものとする。

附　　則

1. この要領は、令和　年　月　日から施行する。

第1号様式（第12条関係）

年　月　日

様

大阪市長

水質認定結果通知書

以下の記載のとおり、水質の認定及び公共下水道に係る水質使用料の金額（大阪市下水道条例第11条第2項及び同条例別表第1に定める金額）の決定を行いましたので、通知します。

1 水質に係る認定結果について

大阪市下水道条例（昭和35年4月1日条例第19号。「下水道条例」という。）第12条第2項に基づき、以下のとおり、貴社の公共下水道へ排出する汚水の水質を認定しました。

2 公共下水道に係る水質使用料の金額の決定について

上記1の認定をもとに、下水道条例第11条第2項に基づき、以下のとおり、公共下水道に係る水質使用料の金額を決定しました。

なお、公共下水道に係る水質使用料の合計が0円の場合、大阪市下水道条例第11条第2項の市長の定める水質に該当しません。

記

認定年月日			摘要
認定水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	ランク 円/m ³
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	ランク 円/m ³
公共用下水道に係る水質使用料		合計	円/m ³

担当

- 1 上記2（公共下水道に係る水質使用料の金額の決定について）に係る決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求することができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

水 質 試 驗 結 果

事業場名			
事業場所在地			
調査期間	年 月 日 ~		年 月 日

排水口 No.	水量比	採水年月日	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	
認定水質						
下水道排除基準						